

## 議題 2 歩行アシストによる歩行改善方法の標準化とリハビリへの影響

(責任医師/申請医師 藪野 互平 整形外科部長)

### ◇医療行為等の概要

#### ○医療行為等の対象及び実施場所

対象：周術期の歩行困難患者および運動器不安定症のある患者

実施場所：病棟およびリハビリテーション室

#### ○医療行為等における医学倫理的配慮について

##### ①医療行為等の対象となる個人の人権擁護

本治療で得られる臨床的效果や副作用などの結果は学会、論文などで発表するが、個人を識別できるような情報は一切公開されない。

##### ②医療行為等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

添付の説明文書に従って、同意を得る。

##### ③医療行為等によって生ずる個人への不利益並びに危険性に対する配慮

歩行アシストロボットの重さ・ベルトが負荷になるが、即時に中止可能である。

##### ④予測される医学上の貢献

これまで、セラピストによるリハビリテーションは個人差があったが、ロボットによるリハビリテーションにより、定量的に同質のリハビリテーションが可能である。また、ロボットに代替できることはロボットに任せることにより、費用対効果が期待できる。

##### ⑤その他

ロボットは、本来有償でのレンタルであるが、論文・発表作成ということで、前施設より無償で使用許可を得ている。

### ◇医療倫理委員会での審査を必要とする理由

ロボットリハビリテーションは、医療機器の認可を受けているが、新しい分野である。また学会・論文発表を含め、倫理委員会の承認が必要である。

### ◆審査結果

承認（詳細は別紙「医療倫理委員会審査結果通知書」参照）

以 上